

(令和6年度出生世帯の方へ)

令和7年度内子町出産世帯応援事業について

内子町は、愛媛県との連携により、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に児童を出生し、出生日に父母とも35歳以下であった世帯に対して、育児用品等の購入に対する補助を行います。

■支給対象児童

町内に住所を有して居住する、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに出生した児童で、出生の日において父及び母がいずれも35歳以下。ただし、過去に同種の補助金等の交付を受けた児童又は令和6年度内子町若年出産応援事業の補助金交付を受け、その交付額が20万円に達した児童を除く。

■補助対象者

支給対象児童と同世帯の父又は母であって、次に掲げる要件のすべてに該当する者

- (1) 補助金の交付申請をする日において、支給対象児童と現に同居し、主たる生計維持者としてこれを養育している者
- (2) 町税を滞納していないこと
- (3) 補助金の交付申請をする日において、3箇月以上継続して内子町の住民基本台帳に記録されている者（支給対象児童の父母双方またはその一方も可）
- (4) 生活保護を受けていないこと
- (5) 暴力団員等でないこと

■補助金限度額 支給対象児童1人当たり

定額払い10万円＋償還払い10万円＝合計20万円 ※

・定額払い：支給対象児童の出生日前日までに購入した育児用品（消耗品）費として、補助対象経費の支出内容の確認を省略して10万円を補助します。

・償還払い：補助対象経費の支出額に対し、10万円を上限に補助します。（千円未満切捨て）

※令和6年度に内子町若年出産世帯応援事業の補助金交付を受けた場合は、その交付額を控除した額が限度額となります。

■補助対象経費

裏面の表に掲げる時短家電、省エネ家電、育児用品であって、支給対象児童に係る母子健康手帳の交付を受けた日から次の期間までに購入し、支払いを完了したもの。

○令和6年中（4/1～12/31）に支給対象児童を出生した世帯の場合 → 令和7年12月26日（金）

○令和7年中（1/1～3/31）に支給対象児童を出生した世帯の場合 → 児童が満1歳に達する日の前日または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日

ただし、上記いずれも育児用品（消耗品）については、出生日以降に購入したものに限りません。

(裏面)

対象区分	分類	品目
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ(トースター)、炊飯器、自動調理器(電気圧力鍋、電動ポット等)、フードプロセッサー
省エネ家電 ※注1	生活関連用品	電気冷蔵庫(冷凍庫含む)、エアコン(新基準(目標年度2027)での評価点とする)、照明器具、温水機器
育児用品	消耗品	粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ(支給対象児童が第一子の場合に限る。)、おしりふき、ベビークリーム、幼児用玩具、絵本等
詳細は別表参照	備品	チャイルドシート、ベビーカー、搾乳機、ミルクウォーマー等

消費税、送料・配達料、設置工事費を含み、家電リサイクル料金や処分費用、中古品または付属品等の購入に係る費用は対象外です。

クーポンや割引券、値引券、ポイントを使用した場合は、値引き後の支出額が補助対象経費となります。

※注1 省エネ家電は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第165条の規定による統一省エネラベル2つ星以上の家電製品(資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品またはそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る。)を対象とします。

■補助金の申請方法

内子町出産世帯応援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、内子町役場こども支援課までご提出ください。なお、申請は1回までしか行えません。

- (1) 補助金申請額等内訳書(様式第1号別紙1及び別紙2)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の原本(商品名、購入日等の記載があるものに限る。)
- (3) 支給対象児童の父及び母の住所、続柄、生年月日が確認できる住民票。できない場合は、3者の記載のある戸籍謄抄本及び附票(内子町に住民票があり確認できる場合は省略可)
- (4) 振込先口座の通帳の表及び見開き1ページ等の写し
- (5) 支給対象児童の母子健康手帳

■提出期限

○令和6年中(4/1～12/31)に支給対象児童を出生した世帯の場合 → 令和7年12月26日(金)

○令和7年中(1/1～3/31)に支給対象児童を出生した世帯の場合 → 満1歳に達する日の前日または令和8年3月20日(金)のいずれか早い日

■所得の取り扱いについて

本事業の補助金は一時所得として扱われるため、特別控除額(最高50万円)を超えた額については、所得税が課税されますので、確定申告をする必要があります。税に関するご質問は、税務署にご連絡ください。

●お問い合わせ先

内子町役場こども支援課 TEL0893-23-9255

補助対象品目

省エネ・時短家電、育児用品（備品）			育児用品（消耗品）				
分類	品目		分類	品目	分類	品目	
時短家電	洗濯機・洗濯乾燥機		母親	マタニティパジャマ	離乳食	調理セット	
	掃除機・ロボット掃除機			産褥ショーツ		スプーンフォーク	
	食器洗い乾燥機			授乳用下着		食器セット	
	調理家電	オーブンレンジ		母乳パッド		エプロン	
		ホットプレート		産褥パッド		マグ	
		炊飯器		洗浄綿		保存トレー	
		電気圧力鍋		腹帯		手口ふき	
		電動ポット		妊娠線クリーム		離乳食用はさみ	
		フードプロセッサ		母子手帳ケース		フリーズドライ食品	
省エネ家電 電注1	冷蔵庫		衣類	肌着		入浴	ベビーフード
	エアコン			衣類			ベビー用飲料
	照明器具			洗剤			ベビーお菓子
	温水機器（ガス）			おくるみ、ブランケット			食器用洗剤
	温水機器（電気）			ベビーハンガー	ベビーバス		
育児用品 （備品）	チャイルドシート			靴下	衛生		ベビーソープ
	ベビーカー（A型）			靴			ベビシャンプー
	抱っこ紐			帽子			ガーゼ
	ベビーベッド			ミトン			浴用ガーゼ
	ハイローチェア		授乳	哺乳瓶		ベビーオイル	
	バウンサー			ミルク		保湿剤	
	ベビーサークル			哺乳瓶消毒液		玩具等	タオル
	キッチンゲート			哺乳瓶保管ケース	ベビー綿棒		
	プレイマット			哺乳瓶ブラシ	ベビー用歯ブラシ		
	食事用いす			哺乳瓶消毒はさみ	日焼け止め		
	鼻吸い器（電動、手動）			授乳クッション	冷却シート		
	衛生用品（体温計、爪切り）			授乳ケープ	おむつ 関連	幼児用玩具	
	搾乳機（電動、手動）			母乳冷凍袋		絵本	
	湯温計		おしゃぶり				
	寝具一式		おむつ（第一子のみ）				
	バスチェア		防水シート				
	メリー、ジャンパルーなど大型遊具		おしりふき				
	歩行器、三輪車などの乗り物		おむつ替えシート				
	空気清浄機・加湿器・除湿器		おむつ処理袋				
	収納・ハンガー		水遊び用おむつ				
	見守りカメラ						

内子町出産世帯応援補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

内子町長 小野植 正久 様

〔申請者〕

住 所

氏 名

電話番号 ()

内子町出産世帯応援補助金の交付を受けたいので、以下の全ての内容に誓約及び同意の上、関係書類を添えて申請します。

【誓約・同意事項】

当該補助金は母子手帳の交付日から、出産後1年間（対象児の1歳の誕生日の前日まで）に要した育児用品及び家事や育児の負担を軽減する省エネ・時短家電の購入に対する経費を補助するものです。

※【上記の事項を確認の上、誓約し、及び同意する場合は、□に☑を記入してください。】

- ☐ 申請時点において、町税の滞納はありません。
- ☐ 生活保護法に基づく生活保護を受けていません。
- ☐ 暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ者には該当しません。
- ☐ 補助金申請額等内訳書（様式第1号別紙1）に記載する支給対象児童の出生を要件として、県内他市町における同種の補助金等の交付を申請し、既に交付されたことはありません。
- ☐ 購入した物品は、全て新品及び未使用のものであり、支給対象児童が居住する住居に設置し、又は対象児童の養育のために使用し、本補助金の趣旨に反した使用、返品、譲渡、売却等はしません。
- ☐ この申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ありません。
- ☐ この補助金の支給要件の該当性等を審査等するため、町長が必要と判断した場合は、申請書類に記載された情報を他の行政機関等に照会し、又は提供することに同意します。
- ☐ 虚偽の申請その他不正の行為によって交付を受けた補助金について、町から返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。

○世帯等の状況

支給対象児童の父	住所					
	フリガナ氏名		生年月日	平成 年 月 日	対象児出生時の満年齢	歳
支給対象児童の母	住所					
	フリガナ氏名		生年月日	平成 年 月 日	対象児出生時の満年齢	歳
支給対象児童	フリガナ氏名		生年月日	令和 年 月 日		
	母子健康手帳交付自治体名 () 令和 年 月 日交付／No.					

※支給対象児童は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに出生した児童のみを記入してください。

○補助金申請額

(A) 定額給付	100,000円
(B) 育児用品等購入額合計 (1,000円未満切捨て、最大100,000円) 様式第 1 号別紙 2 のとおり	,000円
(C) 令和 6 年度中に「若年出産世帯応援事業」の補助を受けた額	円
(D) ((A) + (B) - (C))	,000円
(E) 補助対象限度額	200,000円
補助金申請額 (上記 (D) 又は (E) の少ない方の金額)	,000円

○振込先口座

金融機関名			本店・支店 支所					
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※振込先は、申請者の名義の口座に限ります。

【提出が必要な書類】

※提出前に漏れがないか確認し、□にチェック (✓) してください。

☐ 様式第 1 号、様式第 1 号別紙 1 及び別紙 2

☐ 支給対象児童及び父及び母の住所、続柄及び支給対象児童の出生日時点の父及び母の年齢が確認できる場合は住民票、できない場合は三者の記載のある戸籍謄抄本及び附票（内子町の住民基本台帳に記録されている者は省略可）

☐ 領収書の原本（原本により難しい事情があると町長が認めたときは、その写し）

☐ 母子健康手帳

☐ 振込先口座の通帳の表及び見開き 1 ページ目等の写し

育兒用品等購入明細

[illegible]

合 計	円
-----	---

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 紙おむつは、第一子のみ対象 育児用品（消耗品）は、誕生日以降に購入したものに限ります。 金額欄は、クーポンや割引券、値引券及びポイントを使用した場合は、値引き後の金額を記入してください。 時短家電及び省エネ家電の場合は、メーカー名及び型番も御記入ください。 欄が不足する場合は、本表をコピーして使用するか、必要事項を記入した資料を添付してください。（様式自由） | 合 | 計 |
|--|---|---|